

令和9年度文部科学省税制改正要望事項

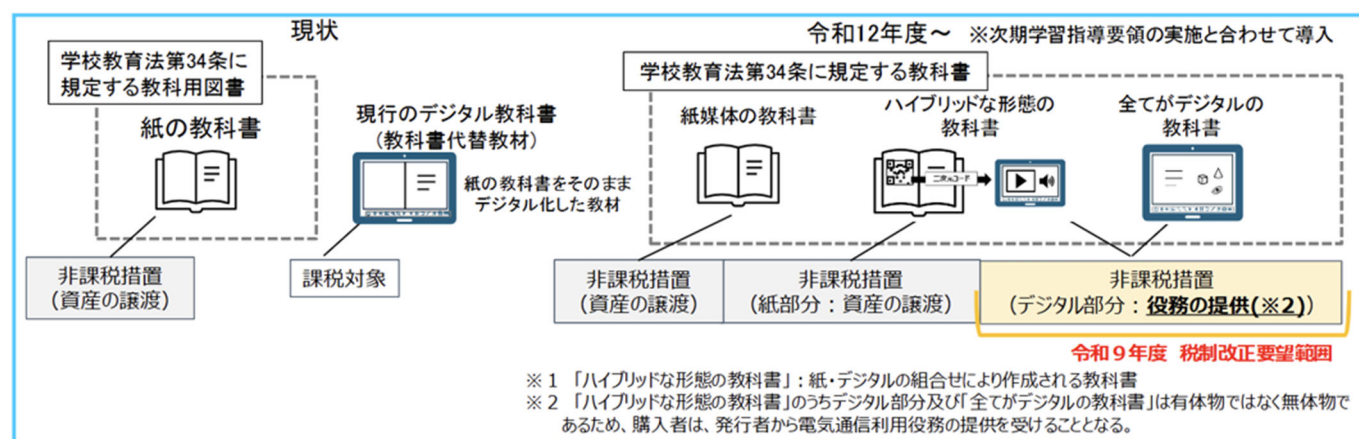
令和8年8月

- | | |
|--|----------|
| ○ 学校教育法等の改正による「デジタルな形態を含む教科書」の導入に伴う教科書に係る非課税措置の拡充 | 【消費税等】 |
| ○ 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充 | 【固定資産税等】 |
| ○ 一定の基準を満たす短期大学専攻科の学生を対象とする学資支給金に関する税制上の所要の措置 | 【印紙税等】 |
| ○ 国立大学法人等における共同研究等の拠点に係る税制の在り方の検討 | 【固定資産税等】 |
| ○ 健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置
（厚生労働省等との共同要望） | 【所得税等】 |
| ○ 次期医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置
（厚生労働省等との共同要望） | 【所得税等】 |
| ○ 一元的なコンテンツ支援体制の整備に伴う税制上の所要の措置（内閣府等との共同要望） | |
| ○ 第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討（内閣官房等との共同要望） | |

令和9年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

○学校教育法等の改正による「デジタルな形態を含む教科書」の導入に伴う教科書に係る非課税措置の拡充【消費税等】

令和8年6月に成立・公布された「学校教育法等の一部を改正する法律」により新たに「教科書」として位置付けられる「ハイブリッドな形態の教科書」及び「全てがデジタルの教科書」の譲渡等についても、現行の教科用図書（紙の教科書）と同様に、消費税等の非課税措置を講ずる。



○公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

公益法人が所有・取得する、重要無形文化財である伝統芸能の公演のための専用施設（能楽堂）に係る固定資産税等の軽減措置（課税標準2分の1）の期限が令和8年度末までとされているところ、本措置を恒久化する。



○一定の基準を満たす短期大学専攻科の学生を対象とする学資支給金に関する税制上の所要の措置【印紙税等】

一定の基準を満たす短期大学の専攻科の修了者に大学院入学資格を付与するとともに、当該専攻科の学生を（独）日本学生支援機構が実施する学資支給金の対象とすることを検討しているところ、当該学資支給金について、現在対象とされている学生への学資支給金と同様、以下の措置を講ずることを要望するもの。

- ① （独）日本学生支援機構が実施する学資支給金において、一定の事由に該当し、学資支給金の返還が必要になった場合に作成する返還誓約書に課される印紙税の非課税措置
- ② 学資支給金の支給を受ける権利に係る国税の滞納処分による差押え等を禁止する措置

※ 上記のほか、以下の事項についても要望

- ・「国立大学法人等における共同研究等の拠点に係る税制の在り方の検討」【固定資産税等】

○健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置【所得税等】
（厚生労働省等との共同要望）

令和8年特別国会にて成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第31号）による医療保険制度の改正に伴い、必要となる税制上の所要の措置を講じる。

○次期医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置【所得税等】
（厚生労働省等との共同要望）

次期医療保険制度改革について、社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

※ 上記のほか、以下の事項についても要望

- ・「一元的なコンテンツ支援体制の整備に伴う税制上の所要の措置」（内閣府等との共同要望）
- ・「第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討」（内閣官房等との共同要望）